

室蘭市燃料電池自動車 貸出利用案内

室蘭市では、再生可能エネルギーや水素エネルギーなどの利活用により「室蘭グリーンエネルギータウン構想」の実現を進めており、その取組の一つとして燃料電池自動車（FCV）の導入を促進しています。

FCVは、車載タンクの水素と空気中の酸素を「燃料電池（FC）」で化学的に反応させ、水がになる際に発生する電気で走行するもので、二酸化炭素を排出しない「究極のクリーンカー」と言われています。

また、外部給電機を利用することで、FCV 1台で一般家庭の1週間分の電気を供給でき、災害時の緊急電源などへの活用が期待されます。

本市では、市が所有するFCVを、市内の企業や団体等の皆さまに貸し出し、業務やイベントなどでの活用を通じて、ガソリン車と遜色のない走行性能や燃料補給、また、FCV特有の給電機能などを体感していただき、将来的な導入につながることを期待しています。

FCVの貸出を希望される方は、「室蘭市燃料電池自動車貸出事業実施要領」及び「室蘭市燃料電池自動車貸出事業実施要領の運用について」（以下、「要領等」と言う。）を熟読いただき、ご利用ください。貸出事業や利用方法等の概要は下記のとおりです。

■貸出事業の概要

貸出車	トヨタ MIRAI（愛称：みらいん） 1台 ※主な仕様 乗車人数：4人 駆動形式：前輪駆動 変速形式：AT 走行可能距離：650km（公表値）・約400～450km（実走）
貸出期間	平成29年8月10日（木）～平成30年3月30日（金）のうち 最短1週間から最長2週間（原則、引渡しは木曜日、返却は水曜日） ※ただし、車両の保守点検及び市の公用等で使用する日を除く。
貸出対象者	市内に事業所を有する法人で、次のいずれかに該当する法人 ①室蘭市競争入札参加者名簿に市内・準市内で登録されている法人 ②登記事項証明書で法人の所在が確認できる法人 ※ただし、次に該当する法人を除く。 ○市税を滞納している法人 ○消費税及び地方消費税を滞納している法人 ○暴力団員又は暴力団関係事業者に該当する法人
貸出料金	無料（燃料として使用する水素料金は借受者の負担）
貸出条件	○室蘭グリーンエネルギータウン構想への賛同すること。 （市が配布するマグネットシートに法人名を記載などして車体に表示） ※借受者所有の法人名マグネットシートも可 ※ステッカーなどを車体に直接貼付することは不可 ○室蘭市燃料電池自動車貸出事業実施要領及び運用等に同意・遵守すること。 ○運転者は借受法人の従事者で、21歳以上70歳未満かつ運転免許取得後3年以上経過した方に限ること。

主な禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ○要領等で定める運転ができる者以外の者に運転させること。 ○車両の転貸や担保に供するなど市の権利を侵害する行為をすること。 ○自動車登録番号標等の偽造・変造、車両の改造・改装等をすること。 ○各種テスト・競技、他車の牽引等に使用すること。 ○車両内で喫煙・飲酒すること。 ○車両が記録している走行データ等を変更・消去すること。 ○法令又は公序良俗に違反して車両を使用すること。 ○車両を日本国外に持ち出すこと。 ○政治的又は宗教的活動に使用すること。
--------	---

■予約から利用までの流れ

① ↓	借受希望日の10日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ○メール・FAXで予約（先着順） ○予約確定
② ↓	借受希望日の5日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ○借受申込書等の提出 ○貸出証の交付
③ ↓	貸出日	<ul style="list-style-type: none"> ○操作方法等レクチャー ○「みらいん」の貸出
④ ↓	貸出期間中（1週間～2週間）	<ul style="list-style-type: none"> ○最低1回の水素充填 ○返却日等変更の場合は届出
⑤	返却日	<ul style="list-style-type: none"> ○「みらいん」の返却 ○現状確認・アンケート回答

■利用のしかた

①事前予約【先着順】 <ul style="list-style-type: none"> ○借受希望日の10日前までに、必要事項をメールかFAXで予約（電話不可） ○市が「みらいん」の使用状況を確認して、予約確定の可否をお知らせ 	
予約時 連絡事項	<p>次の事項をメールかFAXで連絡（書式は自由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法人名、住所、室蘭市競争入札参加者名簿への登録の有無 ②担当者所属・職氏名、連絡先（電話番号・メールアドレス） ③借受希望期間（最短1週間から最長2週間・木曜日～水曜日） ④引渡・返却希望時間（9時～12時又は13時～17時の間） ⑤法人名を表示するマグネットシートを所有しており、市からの配布が不要な場合はその旨
予約先	<p>室蘭市役所 経済部 産業振興課 [環境産業エネルギー]</p> <p>メール：kohgyo@city.muroran.lg.jp</p> <p>FAX：0143-25-2478</p>

②正式申請 ○市担ら予約確定の連絡があった後、申請書を提出 ○申請書の審査後、市から貸出証を交付 ※予約確定後でも、正式申請の審査結果により貸出をしない場合があります。	
申請期限	原則として、借受しようとする日の5日前まで
提出書類	①燃料電池自動車借受申込書兼同意書 ②申請手続の担当者の免許証の写し ③室蘭市の競争入札参加者名簿に登録されていない法人は、次の書類 ○登記事項証明書（履歴事項又は現在事項全部証明書） ○市税の納税証明書（滞納無証明）又は市税納付状況調査同意書（市に納税義務がある場合） ○国税の納税証明書（消費税及び地方消費税の滞納無証明書）

③借受 ○貸出証に記載された日時に、市の担当窓口へ ○市担当からのレクチャー後、鍵や関係資料等を受け取り	
レクチャー 内 容	①「みらいん」の運転操作・管理等の方法 ②緊急時における対応の方法 ③運転免許証、車両の現況、返却日時等の確認 など
引渡し物品	①「みらいん」の鍵 ②貸出ファイル（運転日誌・点検表・貸出要領・取扱説明書等） ③法人名表示用マグネットシート（2枚） ※配布希望の場合

④利用 ○水素残量を把握しながら、計画的に走行 ○運行前点検や適切な清掃、安全な場所での保管 ○事故等があった場合は、まずは保険会社に連絡	
走 行	○貸出証の携帯、車両への法人名の表示 ○室蘭市外への走行も可（安心走行距離は満充填で約400Km）
水素充填	○貸出期間中には、最低1回の水素充填（方法は、別紙参照）
保管場所	○長時間・夜間の保管は、施錠できる屋内・柵内など（路上駐車は不可） ※監視人等がいる場合は除く。
洗車方法	○流水による手洗い、柔らかい布等で水分を吸取り （洗車機・シャンプー等の使用不可）
自動車保険	○自動車保険は本市で加入（費用負担は不要） <補償>対人・対物：無制限 人身：5,000万円 車両：705万円 ○緊急連絡先（東京海上日動火災保険 安心110番）0120-119-110

⑤返却	
○貸出証に記載された日時に、市の担当窓口へ	
○貸出証、鍵、関係資料等とともに返却	
○車両の汚損、損傷等の有無を確認	
水素充填	○できる限り満充填で返却 ※水素ステーションの都合で充填できなかった場合を除く。
車両管理	○返却前に車両内外の清掃、忘れ物の確認
返却・提出 物品等	①「みらいん」の鍵 ②貸出証 ③貸出ファイル（運転日誌・点検表・貸出要領・取扱説明書等） ※法人名表示用マグネットシート（2枚）の返却は不要
アンケート	○後日、「みらいん」利用等に関するアンケート調査に回答

■問い合わせ先（申請書等提出先）

室蘭市役所 経済部 産業振興課

担当：環境産業・エネルギー 小島・大久保

住所：室蘭市幸町1番2号

TEL：0143-22-1127

FAX：0143-25-2478

メール：khogyo@city.muroran.lg.jp